

宮城県宿泊施設感染防止対策等強化事業に関するQ&A

【昨年度実施した宿泊施設感染防止対策等支援事業の違い】

Q1 昨年度の事業との違いは何か？

- A1 ①遡及適用不可となったため、交付決定後に発注したものを補助対象とします。
②補助率が一律1/2となります。
③接触リスクの減少に繋がる施設の改修工事も対象となりました。
④複数回申請は不可となります。

Q2 昨年度の事業に申請したものだが、今年も申請できるのか？

- A2 可能です。また、昨年度の申請者については、一部書類を省略可能です。
詳しくはホームページの記載例を御確認願います。

【補助対象者】

Q3 申請受付期間中に旅館業法第3条第1項に基づく営業許可を受け、宿泊施設を営業者の場合、補助金の交付申請は可能か？

- A3 旅館業法の許可を受け、営業開始後に発注行為を行った物のみが補助対象となります。
よって、営業開始前に事前準備のため、発注したものは補助対象外です。

Q4 国や地方公共団体から指定管理を受託している民間事業者は補助対象となるか？

- A4 旅館営業の許可を取得しているのが、指定管理を受託する民間事業者であれば申請可能です。

Q5 特定会員の利用を目的とする宿泊施設は対象となるか？

- A5 広く一般の方々からも宿泊予約を受けている施設であれば対象となります。

Q6 本事業における風営法4号営業の取り扱いはどうなっているか？

- A6 風営法第2条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業を営む者は対象外となります。また、現状風営法による4号営業の要件に合致しているにも関わらず、許可を受けていない施設についても補助対象外となります。なお、後からその事実が判明した場合については補助金返還の対象となるので、事前に所管する警察に確認を行ってください。また、本事業で設備を導入したことにより、風営法による4号営業の要件に合致する施設となる場合についても補助対象外となるので、確認が必要です。具体的には下記の例が考えられます。
※なお、申請にあたり、ホテルの外観や料金体系によっては、同意書の提出を求める場合があります。

例: 本事業を活用し、各客室に自動精算機を導入したことにより、下記の3要件を満たしてしまい、風営法による4号営業の要件に合致する施設となってしまう場合。

- ①フロント、玄関帳場等に見通しを遮ることができるものが取り付けられているもの
- ②従業者と面接しないで個室に入ることができるもの
- ③宿泊の料金の受け払いをするための機械で、客が従業者と面接せず料金を支払うことができるもの(自動精算機、エアシューター等)

※上記例以外にも4号営業の該当要件はありますので、事前に確認を行ってください。

【補助対象経費】

Q7 ガイドライン等に基づく感染症対策とは、具体的にはどのガイドラインを指していて、どのような物品が補助対象として認められるか？

A7 令和2年5月14日に全国旅館ホテル生活同業組合連合会、日本旅館協会、全日本シティホテル連盟が策定した「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」、同日に一般社団法人日本ホテル協会が策定した「ホテル業における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン」、令和3年5月21日に宮城県が制度化した「選ぶ！選ばれる！！みやぎ飲食店コロナ対策認証基準」に基づく感染症対策用物品が補助対象となります。

<感染症対策物品の例>

- ・自動ドア、非接触型体温測定器、自動手指消毒装置、コイントレイ、自動精算機能付きレジ、キャッシュレス精算機、アクリル板パーティション、透明ビニールシート、ビュッフェ用カバー、カーテン・ロールカーテン・すだれ等、騒音計(大声抑制)、注文パネル(タブレット)システム、風速計、CO₂センサー、ドア・窓・網戸、機械換気設備、HEPAフィルター付き(※)空気清浄機、換気機能を有する冷暖房設備(エアコン)、トイレ洋式化費用、気体検知管、サーキュレーター(風量5m³/min 以上のもの)、自動給水栓、トイレ自動洗浄化費用、ペーパータオル(ホルダー含む)、従業員管理アプリ導入費用、来店管理システム導入費用、消毒液(消毒用アルコール等)、不織布マスク、使い捨て食器類(個々提供用)、使い捨て手袋
- ※フィルター性能が0.3μmの粒子を99.97%以上捕集できる場合に限り認める。(ULPAフィルター、TPAフィルター等)

Q8 接触リスクの減少に繋がる前向きな投資とは、どのような物品が補助対象となるか？

A8 接触リスクがどのように減少するか説明可能な物品が補助対象となります。

<接触リスクの減少に繋がる前向きな投資の例>

- ・非接触式のキーレスシステム、自動受付機・精算機、混雑状況を把握するシステム、ワークスペース整備に必要な事務机・椅子・Wi-Fi整備、※抗菌製品(施工のみは対象外)、※宿泊者が利用する物品を除菌・殺菌可能な機器
- ※宿泊者の接触リスクの減少に繋がるものに限る。(ガイドライン記載物品は同仕様を満たすものに限る)また、抗菌・除菌・殺菌機能を証明できる書類(パンフレット、カタログ、HPの写し等)を添付すること。

Q9 具体的にどの期間にどのような発注や支払行為をしたものが補助対象となるか？

A9 物品は、県からの交付決定後に発注行為を行ったものから、令和5年1月31日までに支払が完了予定であるもの(同日まで納品・工事完了予定)が補助対象となります。

リース料は、県からの交付決定後から、令和5年1月31日までに支払が完了予定の月額料金(一箇月未満の端数切り捨て)が補助対象となります。

Q10 共有スペースだけでなく各客室に導入する物品等も補助対象となるか？

また、宿泊施設にある飲食店、土産店、スポーツジム等に係る経費も補助対象となるか？

A10 宿泊施設の敷地内にあり、宿泊利用者が主に利用する部分に係る経費も対象とします。

Q11 空気清浄機について、フィルターの機能要件を満たしていなくても、サーキュレーター(風速5m³/min 以上のもの)として使用する場合は認められるか。

A11 空気清浄機の風量が風速5m²/min 以上であると証明できる場合には、サーキュレーターとして認めます。

Q12 クレジットカードでの支払いをした場合や、領収書の取り扱いについて

A12 クレジットカードで支払いを行った場合、補助金の対象となるのは、個人事業主の場合は個人事業主のカードで決済した物品、法人の場合は法人のカードで決済した物品となります。

よって、領収書の宛名は個人事業主の場合は個人名、法人の場合は会社名となります。
(可能であれば領収書に施設名を併記されていることが望ましいです。)

【申請等について】

Q13 施設毎に交付対象上限経費の枠内で申請可能だが、具体的な記載方法は？

A13 申請書(様式第1号)および誓約書(様式第1号一別紙2)における申請者の住所、名称は事業者の名称および所在地を記載願います。

また、事業計画書(様式第1号一別紙1)の施設名(住所)には申請対象となる施設名称(施設住所)を記載願います。

なお、詳細はホームページの記入例を参照願います。

Q14 申請書に相見積の添付は必要か？

実績報告に向けて、どのような証憑書類等を準備しておく必要があるか？

A14 交付申請時に添付する見積書は一者で構いませんが、交付決定時に原則として複数事業者からの見積を徴収し適正価格での契約・発注に努めるよう通知いたします。

実績報告時には、見積書(申請に添付したものと異なる場合)、契約書または発注書、納品書、請求書、領収書、設置前後の写真等が必要となります。

Q15 通販による購入は可能か？

また、送料や振込手数料は補助対象か？

A15 証憑書類(内訳の詳細が確認可能な注文書、請求書、領収書等)が発行出来る場合に限り、送料も含めた品代が市販価格よりも安価であれば、送料も含め補助対象となります。

金融機関に支払う間接経費である振込手数料は対象外となります。

Q16 納税証明書(税目:全ての県税)はどこでどのような区分を取得すれば良いか？

A16 近くの県税事務所にて、過去全ての期間において全ての県税に未納がないことを証明する内容で取得願います。(年度単位の証明書ではありません。)

Q17 登記事項証明書(全部事項)は現在事項証明書でも良いか。

A17 履歴事項全部証明書を取得願います。

Q18 複数施設の申請書を同時に申請する場合、証明書類は施設数の分だけ必要か。

また証明書類は何ヶ月以内のものであれば有効か。

A18 同時に複数施設の申請を行う場合、納税証明書・登記事項証明書・住民票については、

原本を一部のみ添付で問題ありません。また6ヶ月以内のものを添付してください。

Q19 ポイント分は補助金の対象となるか。

A19 対象外です。そのため、申請の際には補助対象経費からポイント分を差し引いて申請してください。(非会員で購入するなど、出来る限りポイントが付かないように購入することが望ましいです)

以上